

役員等の報酬及び費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人平和福祉会の理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

なお、理事の報酬総額は、150,000円以内、監事の報酬総額は120,000円以内とする。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又は監事による監査の実施など法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。

（1）理事 3,000円（理事会）

（2）監事 3,000円（理事会・監事監査）

（3）評議員 3,000円（評議員会）

（4）評議員選任・解任委員 3,000円（評議員選任解任委員会）

*但し、理事会及び評議員委員会が同日の場合は3,000円とする。

（費用弁償）

第3条 役員等が法人業務の為に出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、「社会福祉法人平和福祉会 旅費規程」に準じて支給する。

（雑則）

第4条 この規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

これまでの「役員報酬規程」は廃止する。